

## 政策へのご提案

2011年10月27日

社団法人科学技術と経済の会

会長 佐々木 元

技術経営会議議長 篠塚 勝正

新政権におかれましては、科学技術により産業競争力を強化することを重要な政策としてお取り扱い上げ頂き、日本をより良い国にすべく、当会は以下をご提案申し上げます。よろしくお取り計らいください。

**政策項目 「科学技術により産業競争力を強化し、国民を豊かにする。」**

提言にあたって：

1980年代世界でトップレベルにあったわが国経済は、一人当たりGDPでは以前にシンガポールに抜かれ、近年では台湾にも抜かれ世界で20位以下に落ちております(資料1、購買力平価ベース)。身近な現実を見ても、年収2百万円以下の国民が10百万人を超えるなど確かに低所得層が数的にも増加しています(資料2)。その背景にはわが国産業の国際競争力が落ちてきているということがあります。

資源に恵まれないわが国は科学技術を原動力とすべきであります。これまでの政策について反省をしつつますます充実を図り、欧米やアジア各国での経済・産業・科学技術政策を研究して良いところを取り入れ、わが国産業の国際競争力を強化させ、その結果国民を豊かにする政策が求められています。

福祉や社会保障も「稼ぎ」があって始めて充実させることができます。是非とも新政権において、「産業競争力の強化」を政策綱領の一に加えて頂きたくお願い申し上げます。具体策は次頁の通りです。

## 「科学技術により産業競争力を強化し、国民を豊かにする」ための具体的な施策

### 1. 投資や研究開発の優遇ならびに活動しやすい経済環境づくり

わが国が新技術でもって市場を開発し初期に優位に立っても、市場が広がり設備投資競争となると海外勢、特にアジア勢に敗れていくという実態があります(半導体、液晶、LEDなど、資料3参照)。その理由に、彼らが採用している柔軟な経済産業政策があります。これらのわが国への取り入れを行い競争力を高めるべきです。具体的には以下のような項目です。

・減価償却期間の柔軟化(加速減価償却の容認)～一律の減価償却期間は急速な技術革新に対応できず競争力を失います。

・競争力が失われた事業部門や投資の償却容易化～競争力が失われた事業は価値がゼロになったということですので速やかに償却できるしくみが必要です(損金算入を容認)。

・投資減税などの投資奨励策の取り入れ～大きなリスクを伴うのが常である投資行動を奨励するために新興国のみならず先進国でも広く投資奨励施策が採用されています。例えば、タックスホリデーという投資優遇税制があり、これにより各国の企業は大きなメリットを享受し、競争力の源泉ともなっています(資料4)ので、わが国でも検討すべきです。

・従来以上の研究開発優遇税制～特に新興国ではわが国以上の研究開発優遇を行っており、韓国などでは歳出カット策などがとられる中でも聖域としてプライオリティを高めています。

わが国は海外の産業界から見ても活動がしにくいといわれております。実際資料6の通り、日本での海外企業の活動については、参入は減少、撤退は増加の傾向となっております。その理由に高い税、公的料金が挙げられています。これを軽減して海外からも魅力ある経済環境をつくるのが重要であり、そのことは同時に国内産業活動の活性化にもつながると考えられます。

特に、歳入面については公的債務を減らすため、あるいは社会保障費増大のため、震災復興のため、増税が必要といわれておりますが、その実態は精査すべきであります。まず、諸国に比し高率の法人税、長年硬直化したままとなっている固定資産税を見直し軽減すべきです。歳出面では民間並みのPDCAサイクルを回すことによってまだまだ見られる多くのムダを節約し、大いに歳出を切り込むべきであります。

### 2. 科学技術への反省と充実

わが国の科学技術予算は国地方合わせて4.5兆円という大きなものですが、必ずしも成長やイノベーションにつながっていないという指摘があり、今年の大震災でも脆弱性の側面を露呈しました。反省すべきは反省し、わが国発のイノベーションを生み出すよう、安全安心に資するよう、競争力強化に資するよう充実させていくことが必要であります。

### 3. 規制緩和

多くの新しい技術や試みが官の規制によって進んでいません。たとえば、以下のような点につき規制の緩和を進めるべきであります。

・農業、漁業、医療への参入障壁削減、法人参入の自由化。

・介護や医療での自由化(全般に法令を見直し規定の廃止ないし簡素化をはかる)、開かれた点数制度としていく、予防行為へも点数を付与。

### 産業の国際競争力強化へ向けて(案)

当会では産業界メンバーを中心に種々の研究会、調査会を設けて、グローバル化、環境・エネルギー、産業構造転換、ヒューマンリソース、ソフトウェアとサービス、IT/ICT(センサネットワーク)、産業競争力等のテーマに取り組んでおります。これら委員会は日本の産業界の進むべき方向を自ら探索することを主眼としておりますが、その中から一部政策御当局にてご検討頂きたい事項もあらわれております。

このたび野田首相のもとでの新たな政治体制が誕生し、「日本再生戦略」が検討されているのを機にこれら委員会・研究会の活動の中から、以下の通り取りまとめを行いました。以下、意見あるいはご提案を申し上げます。

#### 目 次

1. 投資や研究開発などに関わるインフラの整備
2. 科学技術政策について
  - 2-1. 科学技術予算の縦割り打破
  - 2-2. イノベーションにつながる政策
  - 2-3. 大震災の経験から対策の充実
  - 2-4. 海外との研究者交流の充実
3. エネルギー政策／環境政策
  - 3-1. エネルギー需要見通しに基づいた供給体系
  - 3-2. 国の富流出につながらない環境政策
4. 公的債務の削減
5. 第1次産業の競争力強化
6. 雇用・人材開発
7. 技術経営の重視/推進されるべきイノベーション分野候補

## 1. 投資や研究開発などに関わるインフラの整備

経済活動は研究開発→市場開拓→投資(工場建設等)→営業・販売→資金回収や税金納付→再投資、という循環により進んでいきます。アジアを含む各国との競争力を保つために、相対的に不利な以下のようなわが国産業界の活動基盤を諸外国並みとしていく必要があります。

### ・減価償却期間の柔軟化

まず、機械装置の電子化等技術上の変化対応にわが国の減価償却制度は遅れております。また、競争の激しい事業分野での設備陳腐化は急であり、硬直的な長期にわたる減価償却期間は競争を損ねることとなります。当会の第1次提言(「新成長戦略に向けた中長期的視点からのインプット」、2010年5月19日付)資料にあるように、アジア諸国のメーカーは実にダイナミックに投資し、償却もしております。

わが国でも、企業の裁量に委ね、自由としてはいかがでしょうか。(税収的には、償却期間を短くすると、償却後の利益が大きくなり税収も増加するので、中立であると考えられます。)

### ・減損会計の税容認

諸外国ではわが国に比し、M&A(企業買収)、事業単位での売買や中止などが積極的に行われておりますが、その背景にこれをやり易くしている会計制度があると見られます。

取得価額や残存価額にかかわらず、競争力が失われた事業部門の設備や資産は価値がゼロになったと考えるべきです。そのような事業部門は積極的に廃棄(価値ゼロ化)し、競争力のある事業部門へシフトしていくことが経済活性化につながります。これを後押しするため、競争力の失われた事業部門の除却を税容認するようにはいかがでしょうか。(現在もわが国に制度としては減損会計として会計的には存在しますが、税務的には容認されておられません。)(短期的には税収減となりますが、長期的に産業活動が活性化し税収増につながると思量します。)

### ・研究開発減税の継続・充実

前年度、法人税率引き下げと引き替えに研究開発減税枠が縮小されたと聞いておりますが、研究開発の活性化は各国経済社会発展の基盤として必須であるとの考え方で、各国とも力を入れております。(実際リーマンショック後米国、韓国では研究開発優遇税制は充実されました。)

是非とも継続むしろ充実をお願い致します。資料4、5を参照。

### ・投資を促進させるしくみの検討

民間投資には多大なリスクがあるため、促進奨励のための政策的な配慮は新興国のほとんどで行われており、先進国でも少なからず見られます。本政策が海外メーカーの競争力を高めております。

「タックスホリデー」といわれる投資減税(新規投資に対応する所得税を減免する制度)はその一例で、資料4にあるように台湾のある半導体メーカーは売上高の2%にも達する大きなメリットを(毎年度)享受しており、投資の呼び水となり競争力の源泉ともなっています。わが国でも検討する価値があると思われれます。(短期的には税収の減になりますが、長期的に競争力が強化されれば増へ転換されると思量します。)

## 2. 科学技術政策について

現在、科学技術関係の政府(中央・地方)予算は年間4.5兆円と大きな額であります。その公的資金が必ずしもわが国の成長につながっていない、イノベーション(投資や雇用を生む事業化)につながっていない、などの指摘があります。科学技術政策のみでなく、国、官民全体でイノベーションを興していくという姿勢へ転換すべきであると考えます。

### 2-1. 科学技術予算の縦割り打破

現在、科学技術関係の政府(中央・地方)予算は、省庁、部局、自治体単位の縦割りとなっており、硬直化や重複が見られます。そのために、必要なところへ資金が手当てされず、逆にムダも多々見られるようになっております。

科学技術からイノベーションに至るプロセス別、科学技術分野別に、わが国にとって資金配分のあるべき姿を描き、現実とのギャップを把握して、あるべき姿へ近づける努力をお願いしたい。

### 2-2. イノベーションにつながる政策

さらに、イノベーション(事業化)につながる科学技術政策を期待します。

まず研究の萌芽段階については、自由とし広く闊達なアイデアの採用が望まれます。しかし、プロジェクト型となったある段階以降の研究開発は事業化をにらむことが必要であります。単に、予算を付けるだけでなく、市場発掘、実用実験、市場で堪えうる信頼性や耐久性などの入れ込み、量産準備などが必要となります。すなわち産業政策、税制、規制緩和、その他官公の持つあらゆる政策を活用してイノベーションを興すことが必要になると思量します。

### 2-3. 大震災の経験から対策の充実

前提言「震災からの復興を目指して」(2011年4月11日、別紙)で、3つの科学技術分野をご提案しました。それらは、① エコライフ型技術へ、② 安全安心のさらなる追求、③ 電力ピークカット技術、というもので現在でも重要なテーマであると考えております。

さらに、現在比較的看過されているように見受けられる以下の事項に対して公的な配慮がなされることを期待致します。

#### (1). 地震予測技術開発および津波に関する研究

地震予測の技術および津波被害予防技術に関して、種々の視点から研究開発を進める必要があると考えます。

#### (2). 災害教育

最近一部の教科書で明治三陸大津波が取り入れられたと聞きますが、わが国では全般に過去の災害に関する教育が疎かにされています。明治や昭和の三陸大津波も今回初めて耳にした国民が多いと思われる。貞観津波以来の大災害につき中学校、高等学校での教育に取り入れ、月日、世代交代とともに忘れられがちであるので風雪に耐えられる記録を残す。

#### (3). 首都圏、東京湾での災害対策

他地域での災害対策が意外と進んでいないように見受けられます。特に、東京湾、首都圏へ津波が襲うことを想定し、避難場所、避難ルートを常時確認する必要があると考えます。(津波に対しては逃げるしかない、を徹底。)また、今回津波で火災が発生しているので、その原因を東京湾他地域の防災に役立てる。

(4) なお、津波対策として、今回水深50m以上では津波の影響がなかったといわれているので、漁業振興のために洋上港を設けるなどの案を検討してはどうかと考えます。

## 2-4. 海外との研究者交流の充実

海外の研究者とわが国研究者との交流は、種々の要因により年々縮小しております。わが国における研究開発活動を活性化させるために、多様なレベルでの研究交流は非常に有効であります。補助金ではないインセンティブ施策が期待されます。

## 3. エネルギー政策／環境政策

### 3-1. エネルギー需要見通しに基づいた供給体系

わが国では、生産年齢人口(15-64歳)は1996年から減少に入り、ピーク電力は2001年7月で、昨年の猛暑でもこれを越えておりません。震災後は節電の動きが強い状況にあります。まずは、人口変化、省エネ技術革新等、より正しい需要見通しに基づいたエネルギー政策が必要であります(資料9)。

その結果、原子力か自然エネルギーかという二者択一でなく、旧設備更新時に何を選択するか、原子力、火力、水力、再生可能エネルギー、のいずれか最適な技術を選択することになると想定され、それはコスト、安定性、品質、地域性等から事業者、消費者の自由な選択に拠るべきであらうと考えられます。

原子力も立地、建物、容器、炉、非常用電源、水のサイクル・保管システム、使用済み燃料の保管・処理等総合的に安全技術を強化向上させた上で、選択肢の一としていくべきであります。

### 3-2. 国の富流出につながらない環境政策

京都議定書期間中、わが国のみがいたずらに海外の排出権購入等で富を流出させていることは憂慮されます。京都議定書以降の枠組みは現在未定ですが、一方的な国の富の流出につながらないような環境政策を基本とし、環境政策の中心を省エネルギー・省資源に置くべきであると思量します。

## 4. 公的債務の削減

この2年国債発行額が税収を上回るなど国の債務が増大し、政策上の課題となっております。国会としても、現状の膨大な政府債務は健全なマネーフローをゆがめており、産業競争力強化のためにも財政再建は必要かつ重要な課題であると考えております。

・そのために、民間企業経営のPDCAサイクルと同様の考え方で歳出のむだの見直しは恒常的に行われるべきであると考えます。

・地方自治について

地方自治についても簡素化が必要であると考えます。その方法としては、都道府県合併を推進することが現実的で、何らかのインセンティブによって都道府県・市町村合併を積み重ね、それにより、国民の税負担を引き下げていくべきであると考えます。

#### ・公的年金等

年金については、まず運用について過去掛金の投資の成果あるいは失敗等実態が不透明です。まずは、公的年金資産200兆円の運用の高度化をはかり、管理コスト引き下げにつとめ、運用益を高め、給付額を引き下げないか次世代のために資産額を増していくことに注力すべきであると考えます。

社会保障全般に、税金(国が徴収するお金)、年金(各人が働けるうちに老後に備えて積み立てるお金)、保険(ある集団で不幸になった人を支えるしくみ)の制度の原点に立ち返ることが制度の信頼性を維持する近道であると考えます。

#### ・公務員制度

民間の賃金が低下する中で、現在公務員が業種別で最も高賃金業種となっています(資料12)。恵まれている公務員の特に人事制度を見直し、民間並みとしていくことが必要であります。

### 5. 第1次産業の競争力強化

農林漁業は、「新成長戦略」で述べられているわが国のグリーンイノベーションの担い手として重要分野であり、今回の震災復興においても優先的に配慮されるべきであると考えます。また、その強化はFTAやTPPなどの国際協調の枠組みに積極的に参加していく上で、製造業やサービス産業にとっても重要課題となっております。

農林漁業は今日まで、保護されるべき産業分野であるとされ政策的にも保護に力点が置かれて参りました。しかし、日本の農林漁業には多くの優れた技術力があり、それを支える底辺技術にも強固なものがあるので、その強化育成を図っていけば十分な国際競争力を備えることが可能であると考えられます。

実際に近年農業産出額を伸ばしている県があり、その共通的な特徴としては、消費地に近く消費者の声が生産者に反映されている、二次三次産業からの好影響を受け生産性の向上につながっている、といった点があげられます(資料8)。

そのために、

- ・政策の基本的考え方を保護から強化へ向け、施策の転換をはかる。
  - ・企業形態による経営、農地や漁業に関する種々の規制緩和等自由な発意を尊重する施策へ転換をはかる。
  - ・ある程度の規模を追求することは必要であると考えられ、規模拡大を進める。
  - ・土地、現地に適う技術を尊重し、活用する。
  - ・生産者による直接販売を奨励し、消費者と生産者の交流を進めることによる産業発展を図る。
- というような政策の転換が必要であると思料します。

## 6. 雇用・人材開発

産業活動のグローバル化が急進しております。その中で、わが国人材もグローバルに比較され、評価もなされることとなります。雇用や教育等人材開発においてこれまで日本独自であったものを、その良さは残しつつ世界標準に合わせていく必要があると思料します。産業界として以下のような問題点を感じておりますので検討をお願い致します。

### ・雇用

賃金が低下する中で新規雇用も低迷しており、就職浪人が増加し、雇用形態も正規雇用者が減少し非正規雇用者が増加しております(資料11)。その根本の理由として、わが国における雇用制の硬直性があげられます。大企業が一度正規雇用してしまうと、なかなか退職させることができず、賃金も引き下げることが困難であります。これらをもっと自由化させ世界標準並みに、例えば数ヶ月の予告の後に労使双方から対等に雇用契約を延長または、打ち切ることができる関係とすれば解決していくと思料されます(資料13)。製造業派遣の禁止等が検討されているようですが、そのような小手先の対応ではなく問題の本質に切り込んで頂くことを要望致します。

### ・雇用に関するその他の規制緩和

いわゆる労働3法により雇用関係に多くの規制がありますが、IT化の進展やこれに伴うホワイトカラー業務の今の実態に必ずしも即しておりません。もちろん、過重労働やサービス残業に対する行政の監督を否定するものではありませんが、労働時間、裁量労働、在宅勤務、弾力性ある給与体系導入などが可能となるよう規制の緩和をお願いします。雇用面での規制緩和は海外企業からの要望も強いようです。

特に、技術者については若年から技術力向上に配慮することが望ましいと考えております。規制緩和と弾力的な運用を進め、企業に入ってからやる気のある社員が自己研鑽等のため、自由に時間が活用できるよう制度面からのバックアップを行うことが必要であると考えます(資料14)。

### ・教育の強化

グローバル化企業が採用時に、日本の新入社員以上知識にどん欲な現地に驚かされています。このため、多くの企業で日本人の採用を減らし、外国人の採用を増やしているのが現実です。日本の若年層の雇用増につながらず、企業側のやむを得ざる苦渋の選択になっています。

是非とも政府が主導して、国民(親)と学校に、グローバルに通用する教育の重要性を啓蒙してほしいと考えます。例えば、論理的な思考、表現力や討議の重視などが考えられ、ある程度の競争取り入れ(飛び進級など)も検討されるべきと考えます。

## 7. 技術経営の重視

### 7-1. 産業界自身の反省

・産業界自身の問題として、技術ならびに技術者がブラックボックスになりがちという習がある。技術者に複数のキャリアコースを用意するなど、技術の向上とマネジメントとが両立するような人事や組織面で努力を払う。

・産業界における技術経営重視、技術者定年の延長活用

全般的にわが国産業界においてチャレンジ精神が乏しくなりつつあるところを反省し、次の世代の売上げをになうのは現在の科学技術／研究開発活動であるということ認識する。

また長寿命化にあった勤労体系を考慮し、元気な技術者・技能者がむしろ積極的に日本のために活用されるよう仕組みの構築を考えていく。

・技術とブランドを大切にす

わが国産業界は競争下で、いかにグローバル競争に勝ち残るかが課題である。グローバル競争に勝ち残れる技術と日本ブランドを大切にす。日本古来の伝統技術のブランド化にも力を注ぐ。

### 7-2. 推進されるべきイノベーション分野候補

当会の諸研究会・委員会では、今後の有望な分野として産業界メンバーにより以下のテーマについて検討を進めております。

#### (1) 環境・エネルギー(グリーンイノベーション)

・藻をバイオエネルギーとして活用

収穫量の高い藻種をバイオエネルギーとして活用する技術。

・都市型コンパクトシティ

大都市部におけるコンパクトシティの実現。

#### (2) 情報・通信

・センサネットワーク/ IOT (Internet of Things)

種々のアプリケーションのためのセンサネットワーク技術や物間ネットワーク技術。

・組込型ソフトウェアの強化

わが国が比較的得意とする組込型ソフトウェア技術力の強化。

・OSS (Open-source software) への参加

ソフトウェアの新しい開発の方法であるOSSへの参加を奨励、教育へも取り入れ。

・IT/ICT陰の問題対策

セキュリティ、プライバシー、情報漏洩、マインド面での問題等陰の問題対応。

### (3) 健康・医療

#### ・予防型医療

生活習慣等により予防型の医療や健康維持に力を入れトータルでの医療費削減と家族や本人の幸せ向上をはかる。

#### ・遠隔医療

遠隔地間での診断、対処、医療、相談等を普及させ、効率化と便利性を高める。

### 7-3. イノベーション推進施策

上記の諸項目でのイノベーション推進、新産業勃興、雇用の増を進めるためには、是非とも規制の緩和が望めます。特に、健康・医療分野では、予防型の行為、遠隔での健康・医療行為に点数を付与することが必要であります。

以上

## 資料1

### 最近の国別一人当たりGDP比較

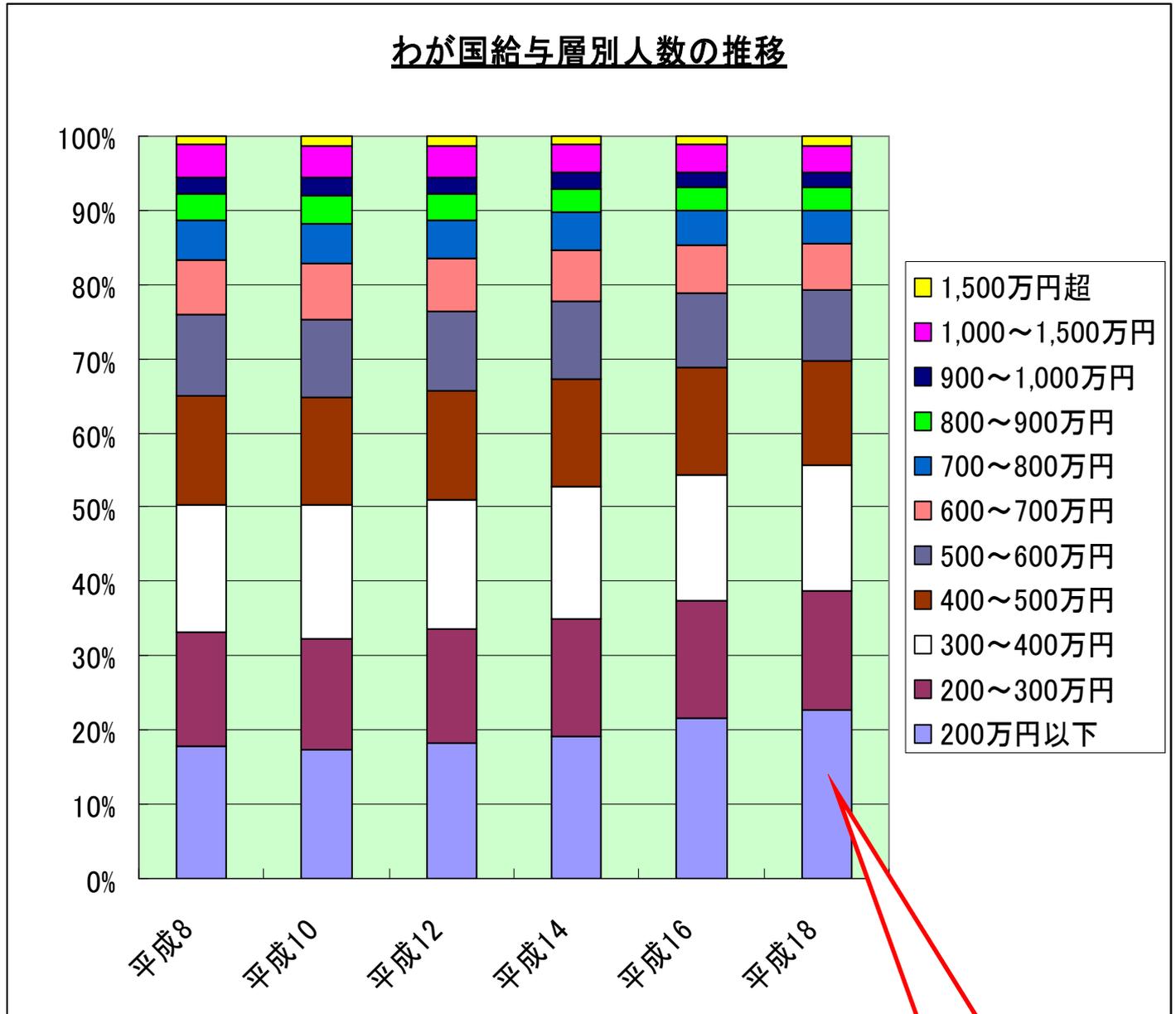
タックスヘブン国や自治領などを含む、米国CIAによる(購買力平価ベース(GDP on a purchasing power parity basis divided by population as of 1 July for the same year.))。

これら小国を除くとわが国は26位。

順位 Rank	国(country)	GDP-per capita (PPP)	時点(Date of Information)
1	カタール(Qatar)	\$145,300	2010 est.
2	リヒテンシュタイン(Liechtenstein)	\$141,100	2008 est.
3	ルクセンブルグ(Luxembourg)	\$81,800	2010 est.
4	バミューダ(Bermuda)	\$69,900	2004 est.
5	ノールウェイ(Norway)	\$59,100	2010 est.
6	シンガポール(Singapore)	\$57,200	2010 est.
7	ジャージー(英領、Jersey)	\$57,000	2005 est.
8	クウェート(Kuwait)	\$51,700	2010 est.
9	ブルネイ(Brunei)	\$50,300	2010 est.
10	米国(United States)	\$47,400	2010 est.
11	アンドラ(仏西間、Andorra)	\$46,700	2009 est.
12	香港(Hong Kong)	\$45,600	2010 est.
13	ガーンジー(英領、Guernsey)	\$44,600	2005
14	ケイマン諸島(Cayman Islands)	\$43,800	2004 est.
15	ジブラルタル(Gibraltar)	\$43,000	2006 est.
16	スイス(Switzerland)	\$42,900	2010 est.
17	豪州(Australia)	\$41,300	2010 est.
18	オランダ(Netherlands)	\$40,500	2010 est.
19	バーレーン(Bahrain)	\$40,400	2010 est.
20	オーストリア(Austria)	\$40,300	2010 est.
21	アラブ首長国連邦(United Arab Emirates)	\$40,200	2010 est.
22	カナダ(Canada)	\$39,600	2010 est.
23	スウェーデン(Sweden)	\$39,000	2010 est.
24	バージン諸島(British Virgin Islands)	\$38,500	2004 est.
25	ベルギー(Belgium)	\$37,900	2010 est.
26	赤道ギニア(Equatorial Guinea)	\$37,900	2010 est.
27	アイルランド(Ireland)	\$37,600	2010 est.
28	デンマーク(Denmark)	\$36,700	2010 est.
29	アイスランド(Iceland)	\$36,700	2010 est.
30	グリーンランド(Greenland)	\$36,500	2008 est.
31	サンマリノ(San Marino)	\$36,200	2009
32	ドイツ(Germany)	\$35,900	2010 est.
33	台湾(Taiwan)	\$35,800	2010 est.
34	フォークランド諸島(Falkland Islands(Islas Malvinas))	\$35,400	2002 est.
35	フィンランド(Finland)	\$35,300	2010 est.
36	英国(United Kingdom)	\$35,100	2010 est.
37	マン島(英領、Isle of Man)	\$35,000	2005 est.
38	日本(Japan)	\$34,200	2010 est.
39	フランス(France)	\$33,300	2010 est.
40	マカオ(Macau)	\$33,000	2009

## 資料2

ミクロの給与データによっても所得の低下が裏付け



年間所得200万円以下の層がH.8の18%からH.18は23%へ増加

### 資料3

## リチウムイオン電池のメーカー別シェアの推移

～日本勢は開発初期時ではトップだったが、次第に追い付かれ最近時点では逆転

出所：日本国経済産業省

2011年4-6月分は日経新聞(2011年9月2日、セルの個数による)

	2000年			2008年			2011年4-6月		
	メーカー	国	シェア	メーカー	国	シェア	メーカー	国	シェア
1位	三洋/三洋 GS	日	33%	三洋/三洋 GS	日	23%	<b>サムスン SDI</b>	<b>韓</b>	<b>25.3%</b>
2位	ソニー	日	21%	<b>サムスン SDI</b>	<b>韓</b>	<b>15%</b>	三洋	日	18.4%
3位	松下電池	日	19%	ソニー	日	14%	<b>LG化学</b>	<b>韓</b>	<b>17.3%</b>
4位	東芝	日	11%	<b>BYD</b>	中	<b>8.3%</b>	ソニー	日	7.9%
5位	NECトーキン	日	6.4%	<b>LG化学</b>	<b>韓</b>	<b>7.4%</b>			
6位	日立マクセル	日	3.4%	<b>BAK</b>	中	<b>6.6%</b>			
7位	<b>BYD</b>	中	<b>2.9%</b>	パナソニック	日	6.0%			
8位	<b>LG化学</b>	<b>韓</b>	<b>1.3%</b>	日立マクセル	日	5.3%			
9位	サムスン SDI	韓	0.4%	<b>ATL</b>	中	<b>3.8%</b>			

塗りつぶしが日本以外のメーカー

## 資料4

### 各国の投資優遇政策比較(研究開発減税含む)

TSMCのケース(Tax Holiday税優遇金額)  
 2007年度 NT\$ 7,668 million(約210億円)  
 2008年度 NT\$ 9,671 million(約270億円)  
 2009年度 NT\$ 8,652 million(約240億円)

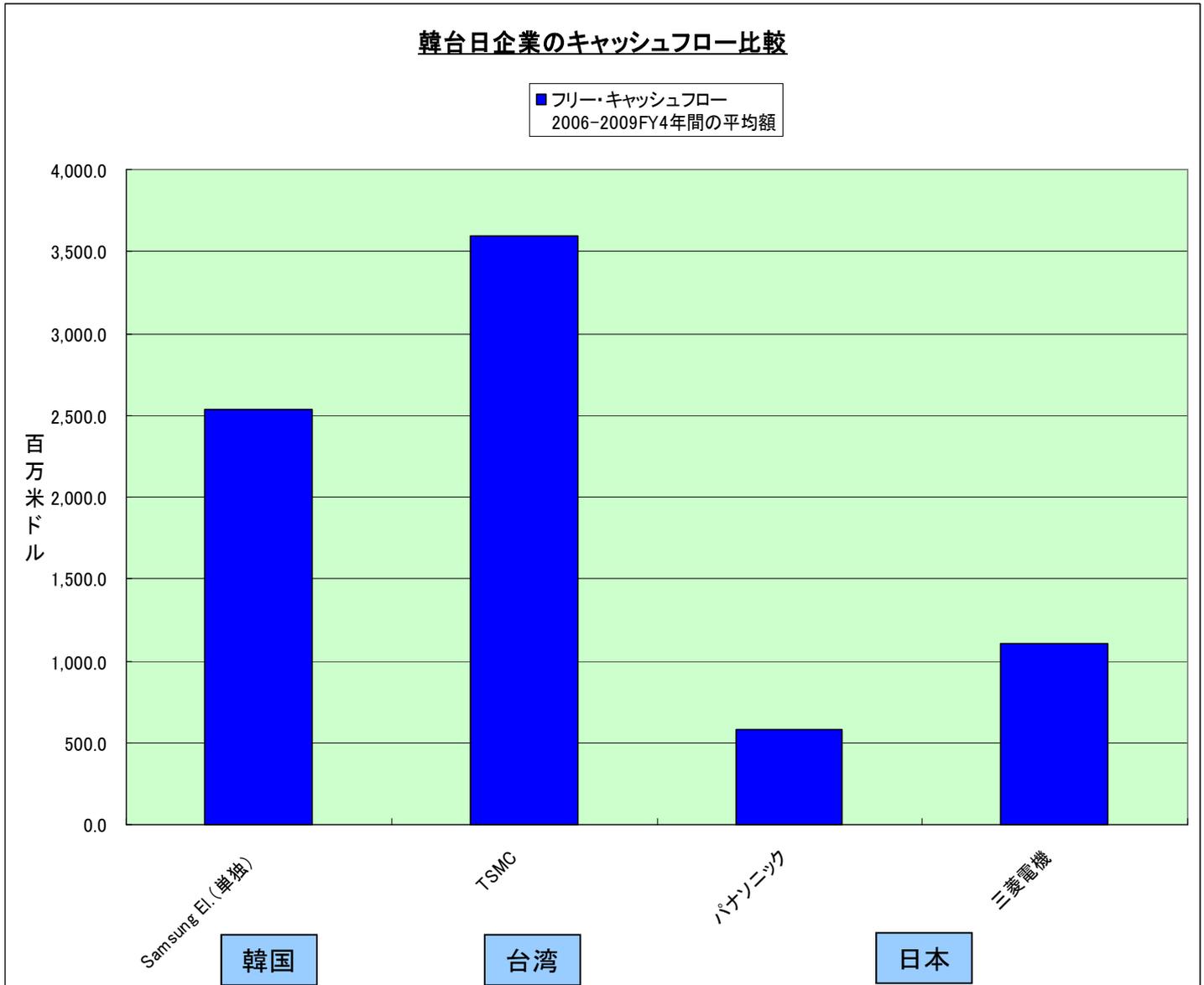
項目	日本	韓国	台湾 (TSMC年報 他)	中国 (KPMGによ る)	米国	ドイツ
法人税率	40.69%	27.5%	25%	20%	35%	15.82 5%
Tax Holiday (特定産業 への初期 免税(法人 所得税対 象))	なし	あり(ある業 種、外資との 合併事業、 1997年のア ジア危機を 契機)	あり(半導体 等、新規建 設や設備増 強にも適用 可)←有効に 活用されて いる。	5年間(最初 の2年間無 税、続く3年 間50%)。		
償却制度 (法定耐用 年数) 半導体製 造装置の 場合	5年	4年+設備稼 働率に応じ た加速償却 (実質的に1 年程度で償 却されている ものと思われ る)。	3年+設備稼 働率に応じ た加速償却 (実質的に1 年程度と思 われる)。		3-8年 加速償却制度 あり。	
設備投資 減税		地域や設備 に応じた投 資に対する 税額控除制 度がある	地域や設備 に応じた投 資に対する 税額控除制 度がある。半 導体で7%の tax credit。			
研究開発 減税(R&D Tax Credit)	総額の10- 12%(当期 税額20% 限度)か増 分の 15%(同 12%限度) か選択。	R&D費の 15%または 4年間平均超 の40%の税 額控除、また これと別に人 材開発費3- 5%の損金算 入可。	リサーチコン ソーシアム のために最高 35%の税金 還付の制度 あり。また研 究開発/人材 開発投資は 35%の範囲 内で5年以内 税額控除可。		州により異な るが連邦政府 はR&D費の 6.5%相当とし ている。(全州 での平均、 NIST) オバマ大統領 は10年間で1 千億ドルの R&D減税施策 発表(2010年9 月)。	

# 資料5

## 各国の投資優遇政策比較(続)

### 韓台日電気メーカーのキャッシュフロー比較

フリーキャッシュフロー  
 = 事業活動からの収益 - 法人税  
 + 減価償却費 - 設備投資  
 ± その他の収支



韓国・台湾メーカーが売上高に比してフリーキャッシュフローが大きい理由として考えられる点:

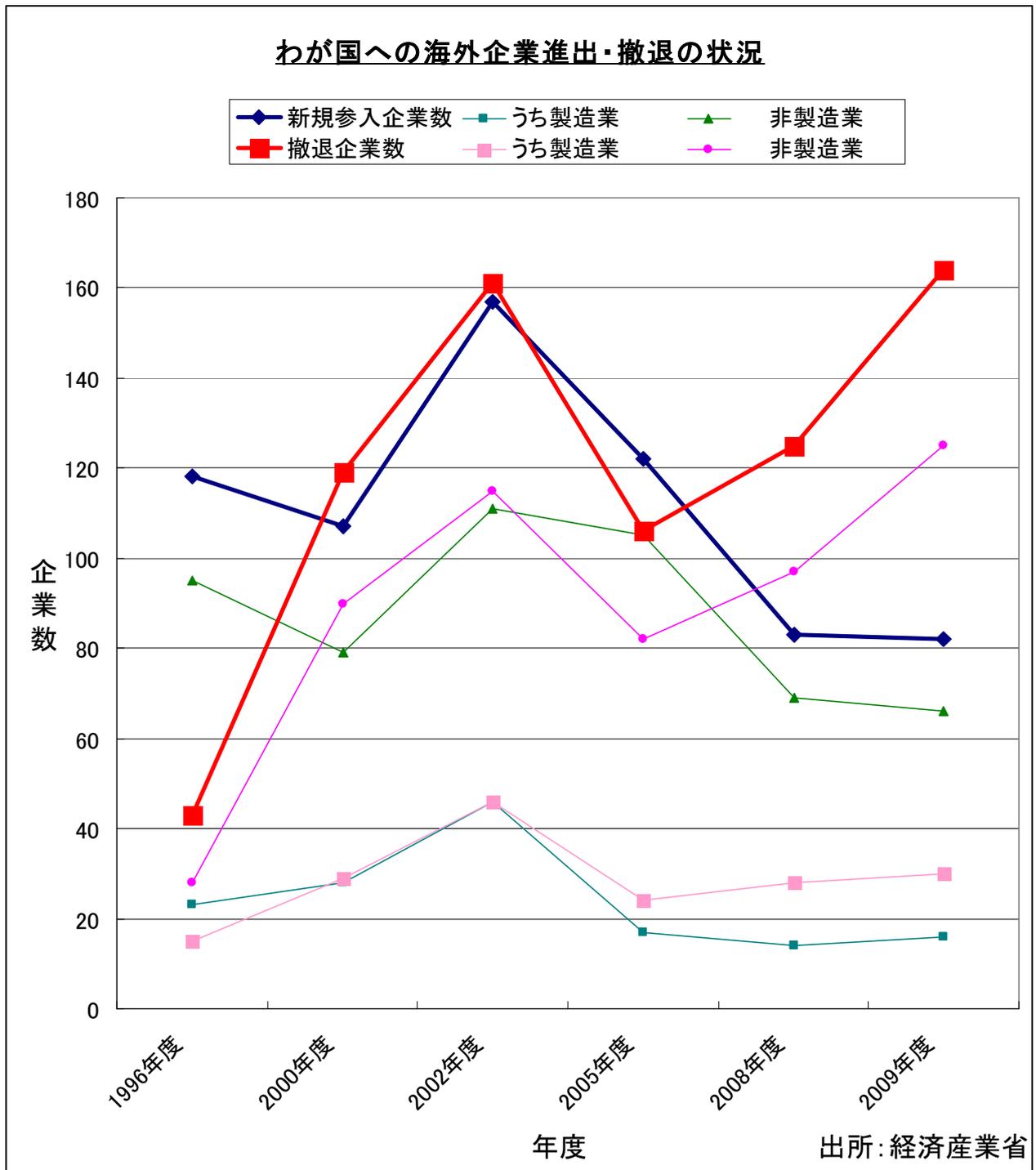
1. 法人税率の差
2. 加速減価償却制度
3. タックスホリデー等の投資優遇
4. 研究開発減税等のクレジット制度

\$1 US = \$32 NT

\$1 US = ¥ 92

で換算

# 資料6

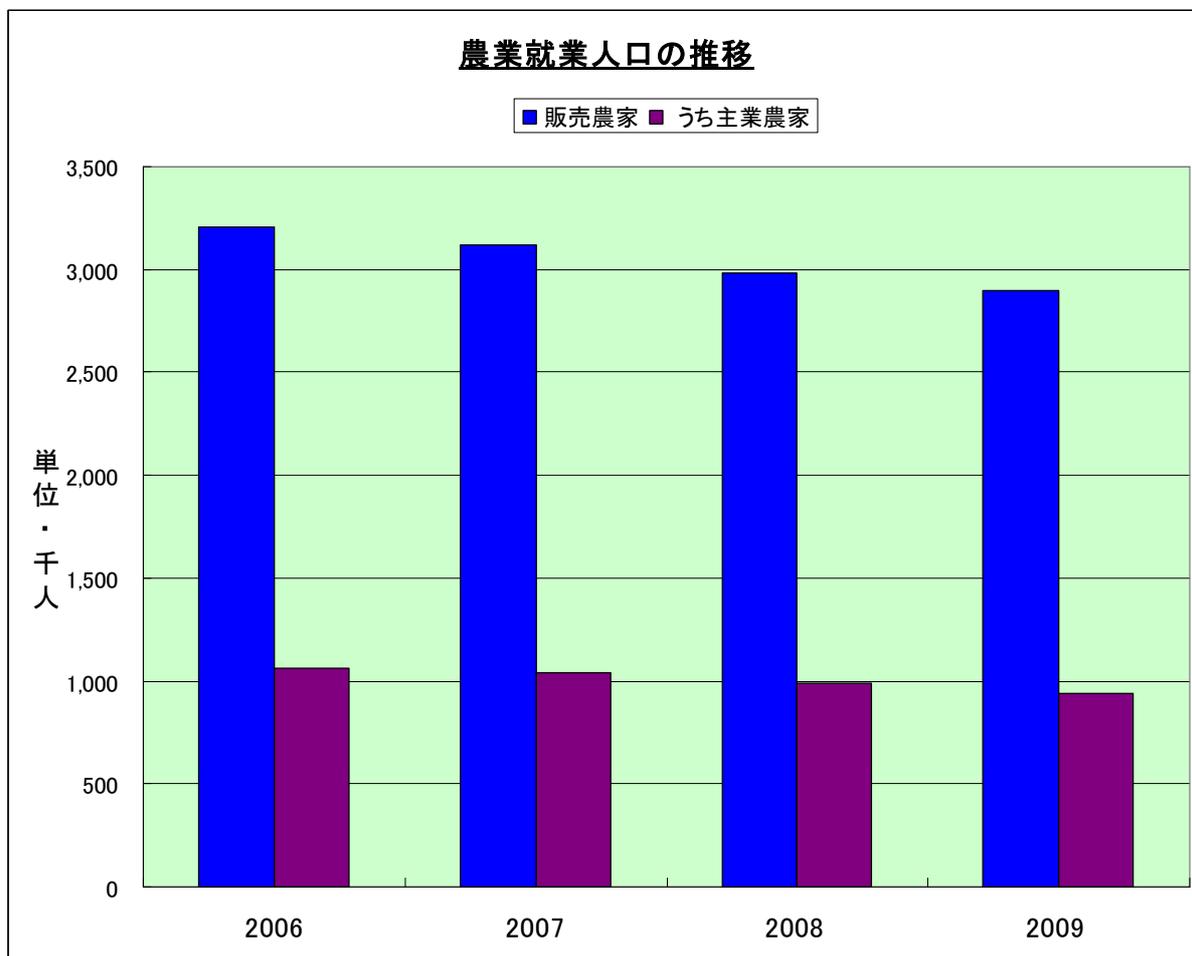


集計企業が要望する支援措置(1995年アンケート調査結果から、出所: 経済産業省)

外資系企業の我が国政府に対する要望は、法人税の軽減、公共料金の引き下げ及び公的機関の低利融資の実施に対するものが多い。また、我が国において事業を実施する上で必要と考える環境としては、語学を有する人材等の整備、日本の会計基準の国際基準への調和等を挙げる企業が多い。

## 資料7 わが国の農業関連データ

### 最近の農業人口の推移

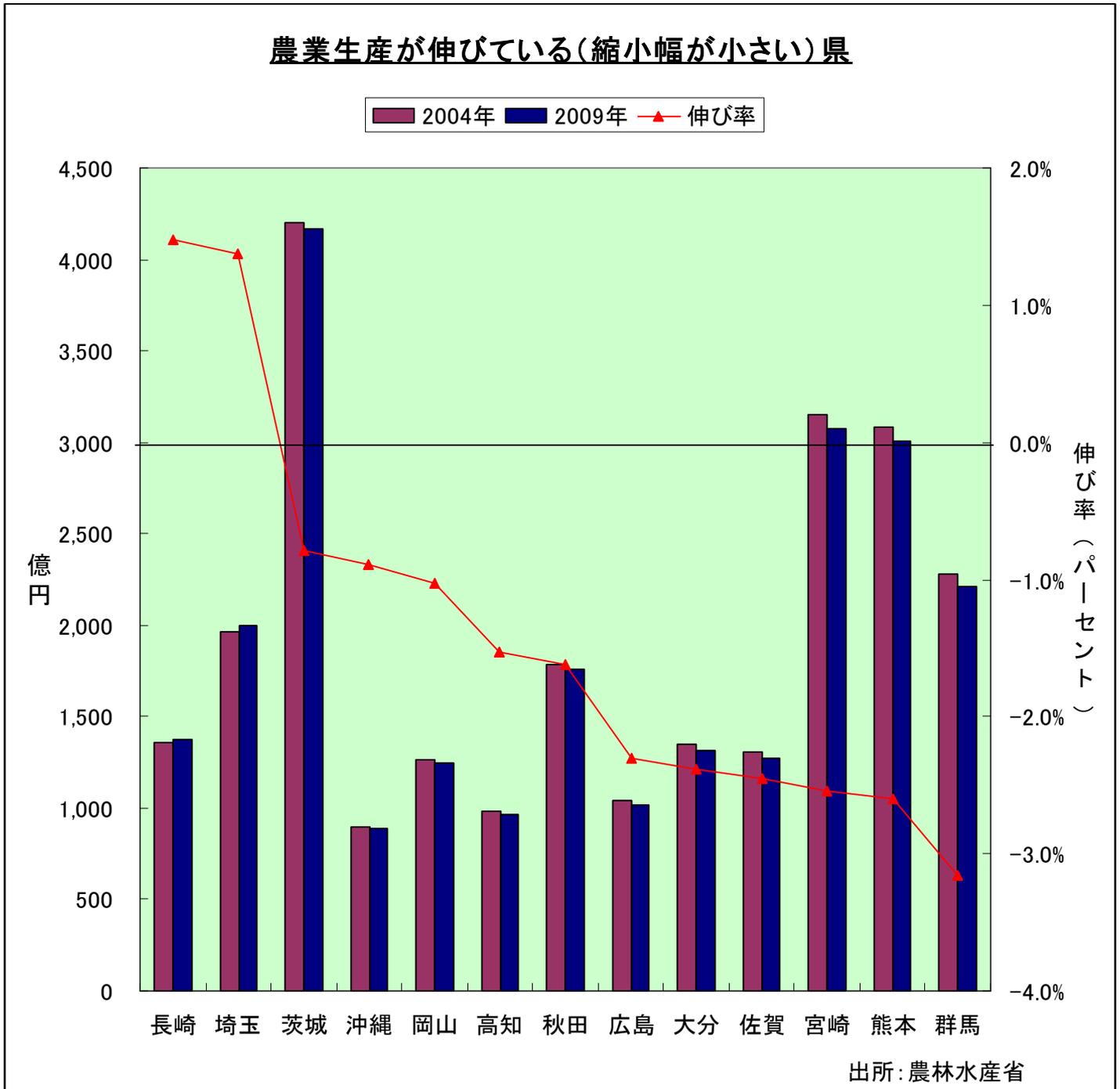


### 高関税農産品の関税率

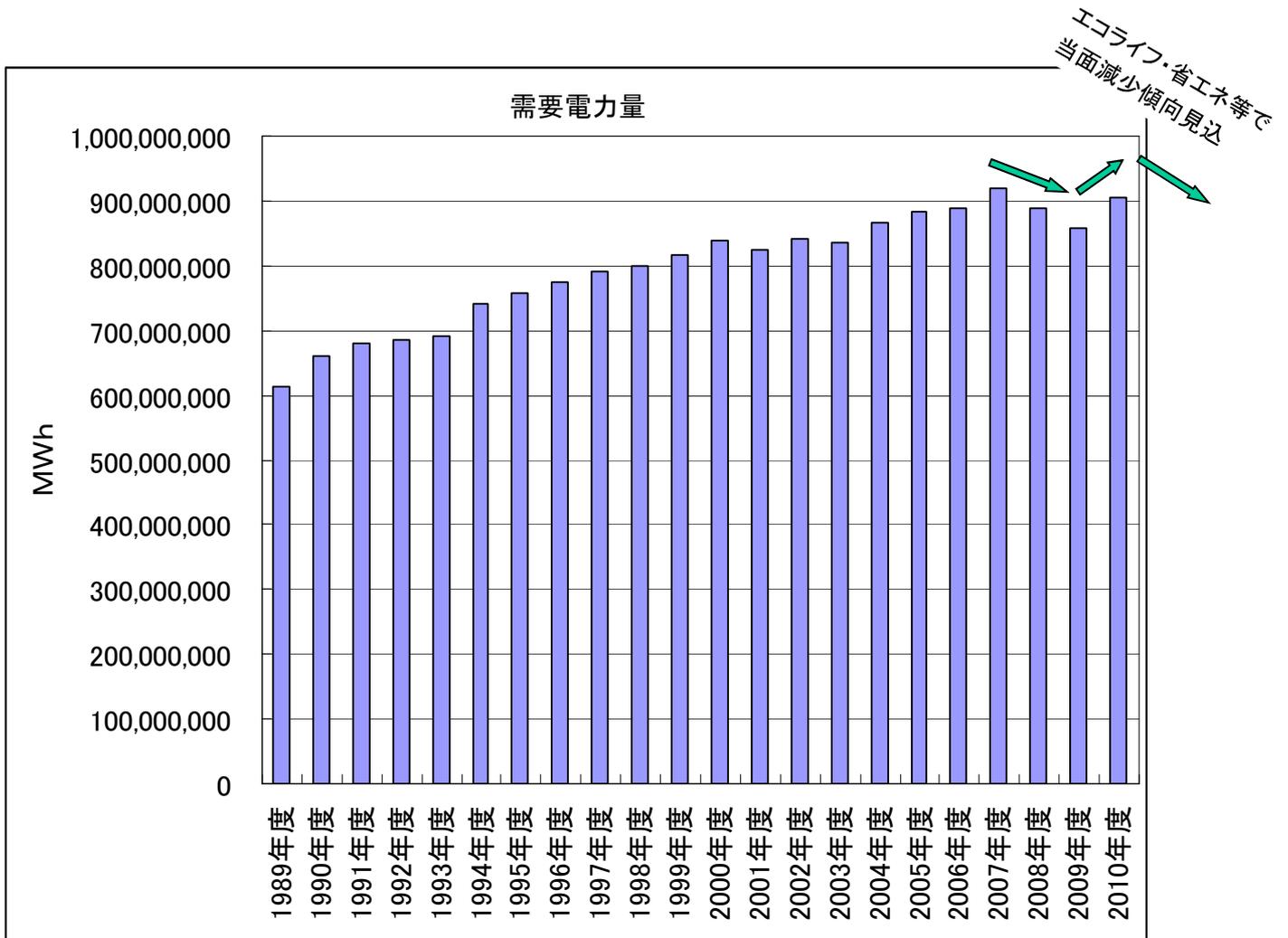
品目	関税(財務省による)	関税率(RIETIによる)
米(精米)	341円/kg	778%
小麦	55円/kg	252%
大麦	39円/kg	256%
バター	29.8%+985円/kg	482%
雑豆(エンドウ豆)		1,083%
砂糖	21.5~41.5円/kg	325%

出所: 農林水産省 [http://www.maff.go.jp/j/kokusai/taigai/wto/pdf/ref\\_data.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/taigai/wto/pdf/ref_data.pdf)

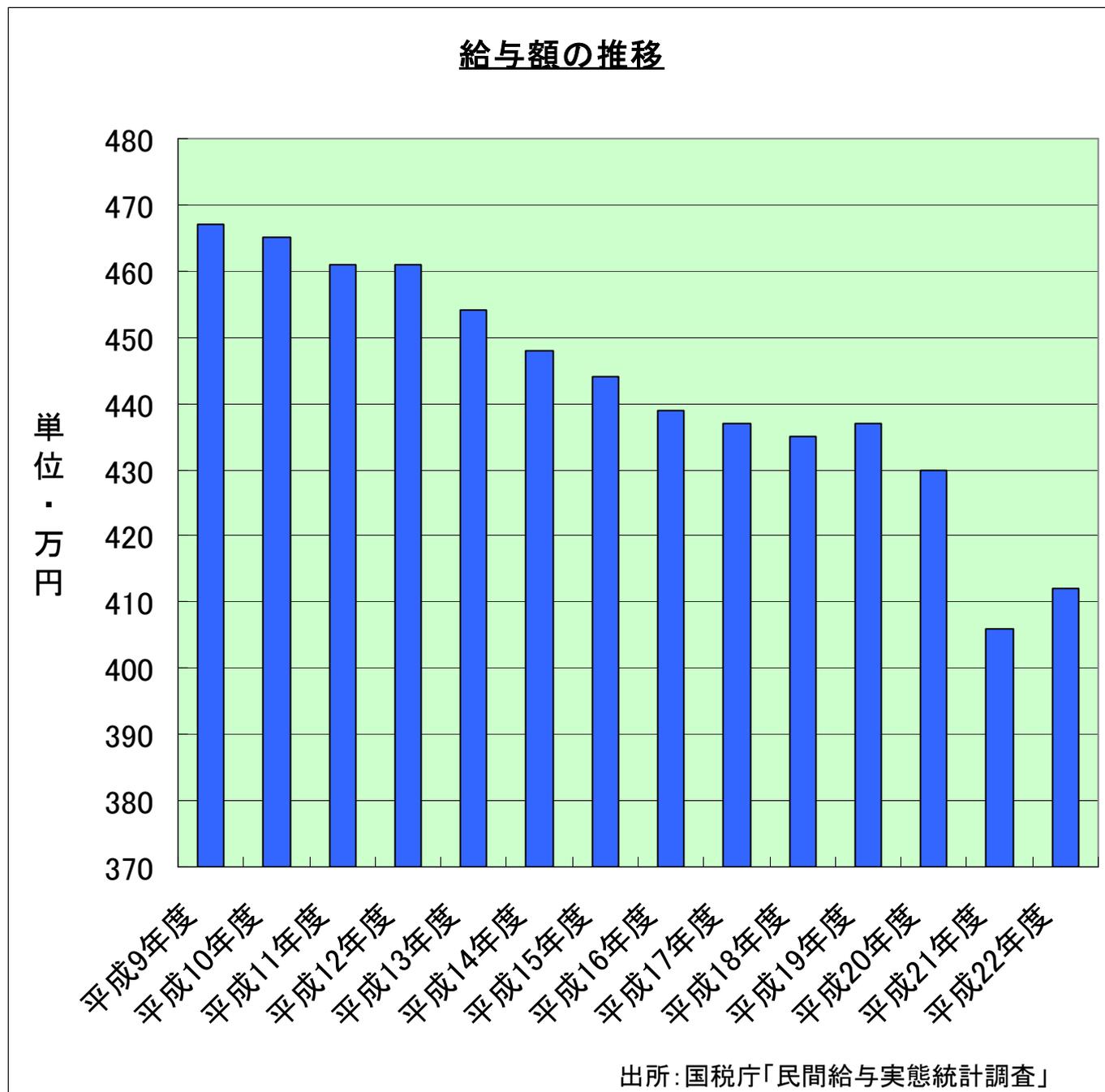
資料8. 農業生産を伸ばしている県(減少幅が小さい県、上位13県について)



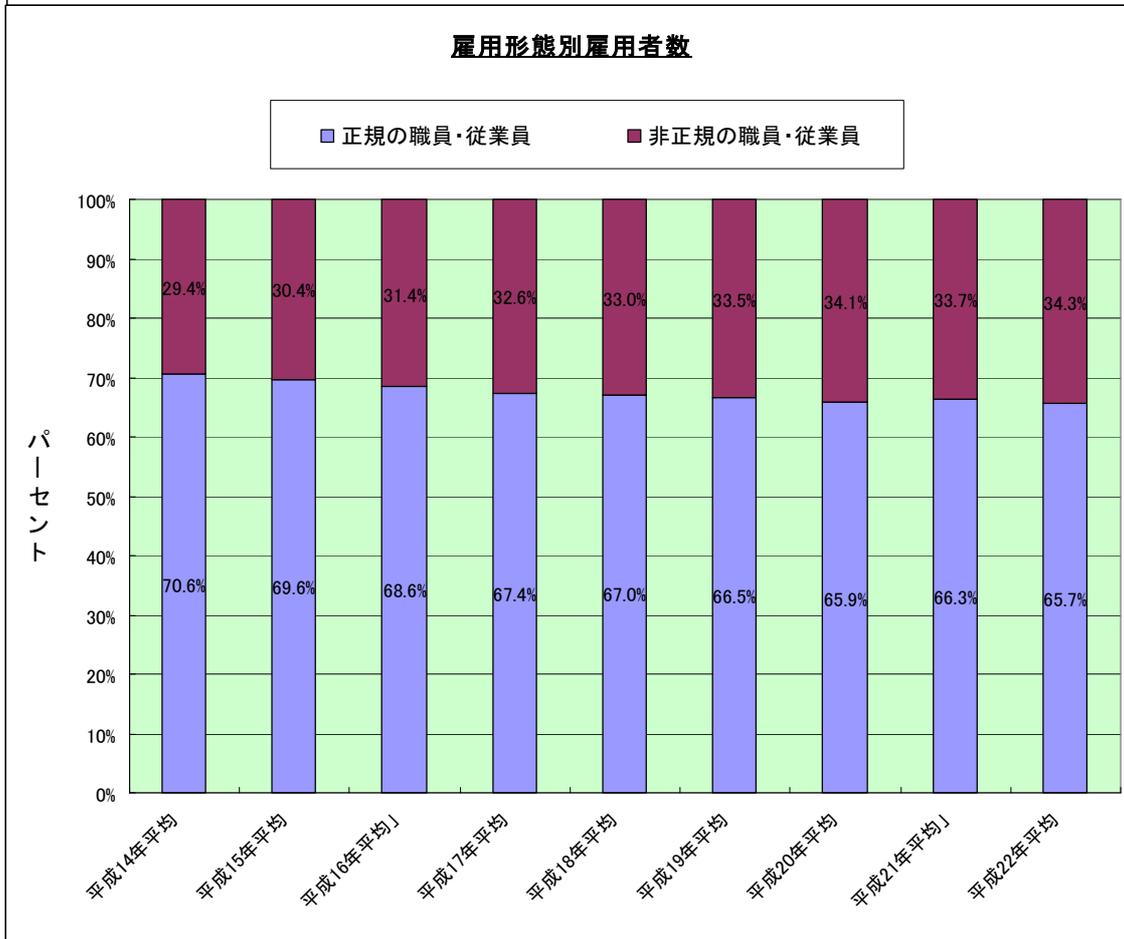
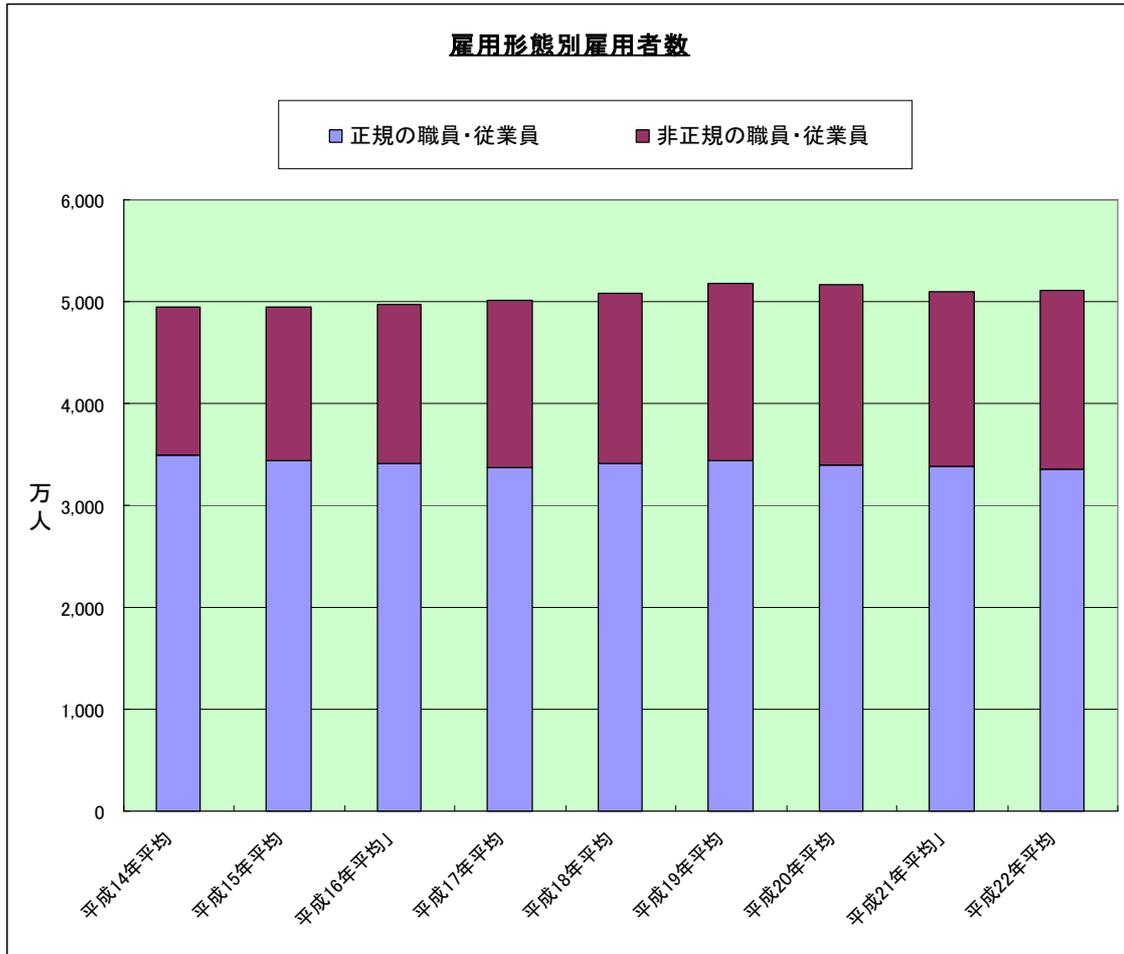
## 資料9. 10電力の需要電力量推移



## 資料10 近年の給与額推移



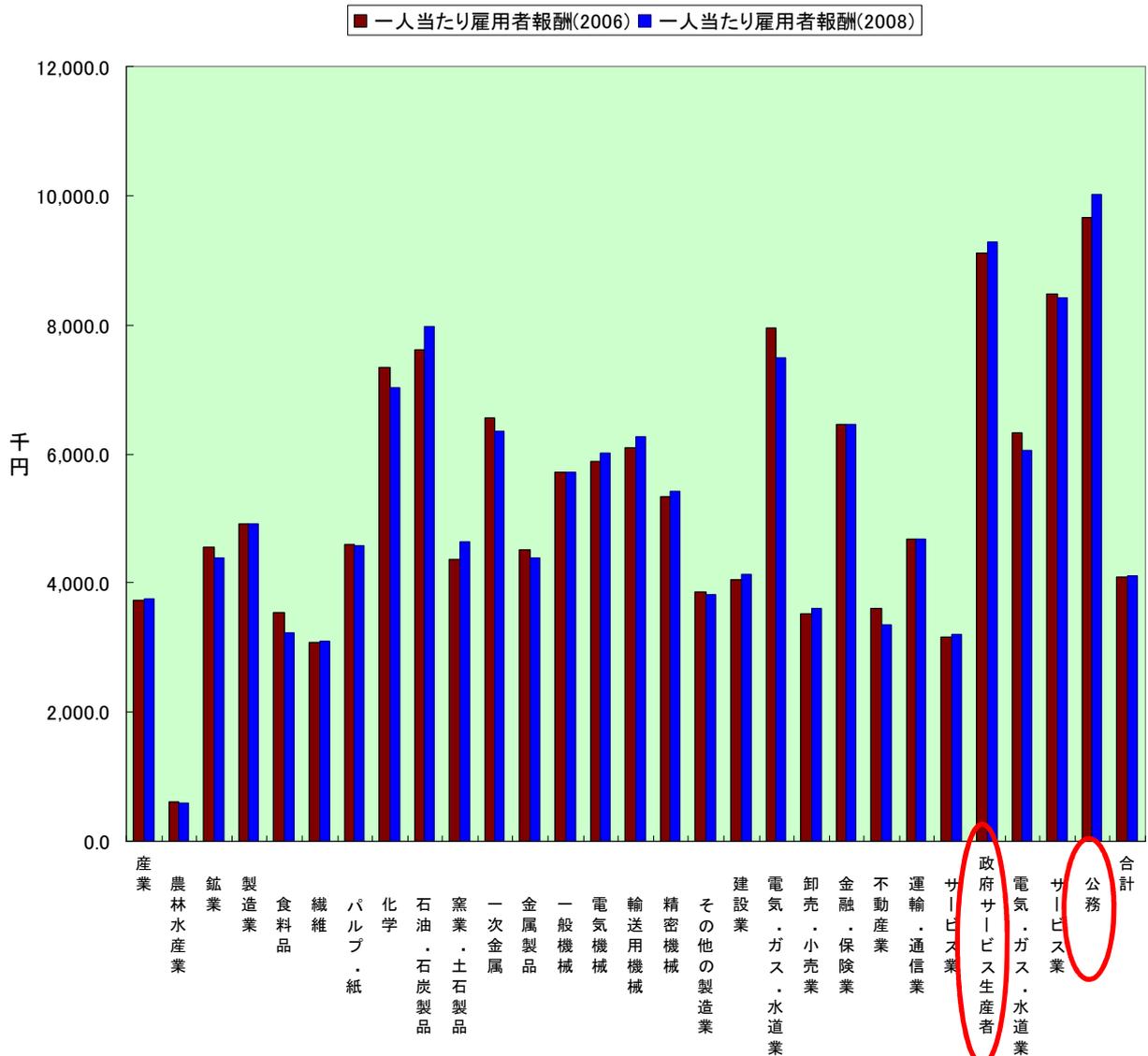
資料 11 雇用者数推移（正規・非正規別）



資料 12 官民の賃金比較

(In billions of yen) (単位 10億円)	平成18年 (2006年)	平成20年 (2008年)	就業者数 (平成18 年)	就業者数 (平成20 年)	一人当たり 雇員報酬(2006)	一人当たり 雇員報酬(2008)
経済活動の種類	雇員報酬 Compensation of employees	雇員報酬 Compensation of employees			単位千円	単位千円
産業	222,338	224,056	59,554	59,660	3,733.4	3,755.5
農林水産業	1,989	1,890	3,248	3,216	612.4	587.7
鉱業	223	197	49	45	4,551.0	4,377.8
製造業	54,862	54,067	11,149	11,000	4,920.8	4,915.2
食品	5,573	5,003	1,574	1,548	3,540.7	3,231.9
繊維	794	685	257	221	3,089.5	3,099.5
パルプ・紙	1,262	1,209	275	264	4,589.1	4,579.5
化学	3,052	2,858	416	407	7,336.5	7,022.1
石油・石炭製品	221	231	29	29	7,620.7	7,965.5
窯業・土石製品	1,661	1,670	380	360	4,371.1	4,638.9
一次金属	2,989	2,976	455	469	6,569.2	6,345.4
金属製品	4,128	3,914	915	892	4,511.5	4,387.9
一般機械	7,600	7,718	1,332	1,348	5,705.7	5,725.5
電気機械	9,405	9,766	1,599	1,627	5,881.8	6,002.5
輸送用機械	7,492	7,927	1,231	1,264	6,086.1	6,271.4
精密機械	1,063	1,090	199	201	5,341.7	5,422.9
その他の製造業	9,623	9,019	2,489	2,368	3,866.2	3,807.7
建設業	22,380	21,806	5,517	5,286	4,056.6	4,125.2
電気・ガス・水道業	3,443	3,193	433	427	7,951.5	7,477.8
卸売・小売業	37,729	38,458	10,726	10,664	3,517.5	3,606.3
金融・保険業	11,388	11,943	1,765	1,849	6,452.1	6,459.2
不動産業	3,455	3,327	959	992	3,602.7	3,353.8
運輸・通信業	17,354	17,117	3,700	3,659	4,690.3	4,678.1
サービス業	69,516	72,058	22,007	22,522	3,158.8	3,199.4
政府サービス生産者	31,362	30,993	3,441	3,338	9,114.2	9,284.9
電気・ガス・水道業	765	713	121	118	6,322.3	6,042.4
サービス業	10,650	10,329	1,256	1,227	8,479.3	8,418.1
公務	19,948	19,951	2,064	1,993	9,664.7	10,010.5
合計	262,617	263,822	64,199	64,211	4,090.7	4,108.7

国民経済計算における一人当たり雇員報酬



## 資料13 解雇や賃金カットに関する規制

雇用や賃金に関しては、労働基準法の「労働契約」「就業規則」の変更という形となりそれらに関する規定が援用される。裁判に移行することが多く、多くの判例がある。日本では従来終身型の長期雇用関係が社会的通念となっているため、下記例あるいは「解雇に関する4要件」(最高裁)のように使用者側に厳しいものが多い。

### 労働判例集より抜粋

#### みちのく銀行専任職事件

最高裁第1小(平成12年9月7日) (判例集) 判時1733・17 労判787・6 最高裁のページ 全基連 厚生労働省

(解説) 先見労務管理1204・38 (分類) 就業規則 賃金

(概要)

\* 秋北バス事件、大曲農協事件、第四銀行事件を引用しつつ、55歳以上の者を専任職として賃金の40数パーセントから50数パーセントを減じる就業規則の変更について、賃金の減額の効果を有する部分は、就業規則の変更に同意しない従業員に効力を及ぼさないと、効力を認めた原審判決を破棄、差し戻すもの。

\* 選任職階への発令については、「賃金の減額を除けば、その対象となる行員に格別の不利益を与えるものとは認められない。」として合理性を認める原審判決を維持するもの。

\* 賃金の減額について、「本件就業規則等変更による部分も、その程度が大きいものというべきである。」「差し迫った必要性に基づく総賃金コストの大幅な削減を図ったものなどではなく」(編注)本件では、中堅層の賃金の改善により人件費全体は上昇していることが認められている。)等として、「専任職制度の導入に伴う本件就業規則等変更は、それによる賃金に対する影響の面から見れば、…変更に同意しない上告人らに対しこれを法的に受忍させることもやむを得ない程度の高度の必要性に基づいた合理的な内容のものであるということとはできない。」とするもの。

\* 「上告人らは、段階的に賃金が増加するものとされていた賃金体系の下で長く就労を継続して五〇歳代に至ったところ、六〇歳の定年五年前で、賃金が頭打ちにされるどころか逆に半額に近い程度に切り下げられることになったものであり、これは、五五歳定年の企業が定年を延長の上、延長後の賃金水準を低く抑える場合と同列に論ずることはできない。」とするもの。

\* 行員の73パーセントが組織する労組の同意について、上告人のこうむる不利益性の程度や内容を勘案すると、大きな考慮要素と評価することは相当でないとするもの。

\* (編注)差戻審の仙台高裁(平成14・2・12判決)は、就業規則等の合理性を否定し、賃金減額分として、原告6人に最低約750万円、最高約1637万円の支払いを会社に命じた。(先見労務管理1204・38、労判822・52)

#### 千代田化工建設(不当労働行為)事件

最高裁第2小(平成8・1・26) (判例集) 労判688・14 中労委DB 全基連

(分類) 組合活動、不当労働行為、解雇

(概要)

\* (一部の組合員の活動と労組法7条1号の労働組合の正当な行為との関係について、)組合に属する労働者が行う活動が、労働者の生活利益を守るための労働条件の維持改善その他の経済的地位の向上を目指すものであり、それが、所属組合の自主的、民主的運営を志向する意思表示行為であると評価できるものであれば、当該活動が組合機関による正式な意思決定や授権に基づくものではなく、又は、組合による積極的な指示がまだ得られていない活動であり、あるいは、それが他面において政黨員の活動としての性格を持っていたとしても、労働組合の正当な行為というを妨げないとする原審判決を支持するもの。

\* (会社の経営合理化策に反対する組合少数派の活動について)組合執行部に対する批判を伴うものであるとしても、組合が会社との間で合理化政策に関する協定を締結するまでは、組合員として労働組合の自主的、民主的運営を志向するためにされた活動であり、正当な組合活動であるとして、この活動を嫌悪してなされた解雇は労組法7条1号の不当労働行為であるとする原審判決を支持するもの。

\* (編注)本件解雇については、別途民事訴訟(最高裁第1小法廷判決(平成4・5・25、労判615・12))において解雇権の濫用に当たり無効とされている。

(関係法令) 労働組合法

## 資料14 裁量労働制に関する規制

わが国では、裁量労働制(年俸制を含む)は、労働基準法の「みなし労働時間」の規定に拠っている。本規定はもともと労働時間を算定し難い業務に対するもので、知的・技術的作業等時間よりも成果や結果により報酬が決められるべき業務を想定したものではない。また、労働時間(週40時間、1日8時間)、有給休暇、割増賃金その他同法で規定されている諸規定も考慮されなければならない。

### 労働基準法より抜粋

(時間計算)

第三十八条 労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。(略)

第三十八条の二 労働者が労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間労働したものとみなす。(略)

○2 前項ただし書の場合において、当該業務に関し、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、その協定で定める時間を同項ただし書の当該業務の遂行に通常必要とされる時間とする。

○3 使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の協定を行政官庁に届け出なければならない。

第三十八条の三 (略)(使用者が定めるべき事項)

一 業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なものと厚生労働省令で定める業務のうち、労働者に就かせることとする業務(以下この条において「対象業務」という。)

二 対象業務に従事する労働者の労働時間として算定される時間

三 対象業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し、当該対象業務に従事する労働者に対し使用者が具体的な指示をしないこと。

四 対象業務に従事する労働者の労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置を当該協定で定めるところにより使用者が講ずること。(略)

第三十八条の四 (適用業務)賃金、労働時間その他の当該事業場における労働条件に関する事項を調査審議し、事業主に対し当該事項について意見を述べることを目的とする委員会(使用者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とするものに限る。)が設置された事業場において、当該委員会がその委員の五分の四以上の多数による議決により次に掲げる事項に関する決議をし、かつ、使用者が、厚生労働省令で定めるところにより当該決議を行政官庁に届け出た場合において、第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者を当該事業場における第一号に掲げる業務に就かせたときは、当該労働者は、厚生労働省令で定めるところにより、第三号に掲げる時間労働したものとみなす。

一 事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であつて、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務(以下この条において「対象業務」という。)

二 対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者であつて、当該対象業務に就かせたときは当該決議で定める時間労働したものとみなされることとなるものの範囲

三 対象業務に従事する前号に掲げる労働者の範囲に属する労働者の労働時間として算定される時間

四 対象業務に従事する第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者の労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること。

五 対象業務に従事する第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者からの苦情の処理に関する措置を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること。(略)

(年次有給休暇)

第三十九条 (略)

○2 使用者は、一年六箇月以上継続勤務した労働者に対しては、雇入れの日から起算して六箇月を超えて継続勤務する日(以下「六箇月経過日」という。)から起算した継続勤務年数一年ごとに、前項の日数に、次の表の上欄に掲げる六箇月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる労働日を加算した有給休暇を与えなければならない。(略)

六箇月経過日から起算した継続勤務年数／労働日

一年／一労働日 二年／二労働日 三年／四労働日 四年／六労働日 五年／八労働日 六年以上／十労働日

## 当会政策提言に関するこれまでの経緯

### 1. 「新成長戦略」へ向けた第1次の提言

「産業競争力委員会」活動の一環として、政府の新成長戦略取りまとめに資するべく2010年5月、「新成長戦略へ向けた中長期的視点からのインプット」なる提言(主旨下記)を取りまとめ関係者への御説明を行っております。

(第1次提言の骨子)

#### (1) アジア各国に比べて投資インフラ、キャッシュフローでのわが国の不利な環境

その理由:

- ・設備等資産の減価償却期間の硬直性
- ・法人税率の高さ
- ・(海外諸国での)タックスホリデー、減損会計等での(わが国と比較した)優遇税制

今回の提言でも取り上げました。

#### (2) 科学技術政策と産業政策、税制等他の政策との連携

初期段階での研究開発活動には広く網をかけるべきであるが、ある段階からは出口(市場化、雇用、投資等)を視野に入れて、公的機関が持つ広い政策手段を動員してイノベーションの推進をはかるべきである。

### 2. 震災対応

引き続き第2次の提言を作業中に「東日本大震災」が発生したため、4月11日「震災からの復興を目指して」とする提言をまとめ、JATES佐々木会長と篠塚議長名で発表した(別紙)。

### 3. 第2次の提言について

なお第2次提言は「産業競争力強化」をテーマとして、技術経営会議運営委員会を中心に本年1月以来数回にわたり審議を頂いたものである。

## 震災からの復興を目指して（提言）

2011年4月11日

（社）科学技術と経済の会 会長 佐々木 元  
技術経営会議 議長 篠塚 勝正

まず被災された皆様へ衷心よりお見舞いを申し上げ、亡くなられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。また現在熾烈な環境の第一線で復旧のお仕事に従事しておられる皆様へ真心から敬意を払いご無事をお祈り申し上げます。

今回の東日本大震災でわが国は大きな打撃を受けたが、わが国の底力をもってすれば必ずや復興可能である。今日まで、わが国の科学技術力は「科学技術立国」を実現すべく貢献してきたが、今回その弱点、脆さも露呈したと冷静に捉えるべきである。今回の経験を踏まえ、反省すべきところを反省し、科学技術の力をさらに磨き、安全安心をベースに経済を再活性化し、国民の生活を豊かにし、世界にも貢献するという日本の歩んできた道筋を今一度しっかり進むべきである。

この重要な時期に当り、以下、短期・中長期的な対応について技術経営会議会員（約50社）間で討議を行った結果として、まず第1次の提言を行うものである。

### 1. 復興財源の確保

まず当面の対応としては復興のための資金確保が必要である。今回のような大災害時、公的な資金に頼らざるを得ないが、民間ベースでの資金循環を円滑化し、産業界が積極活用を進めることも車の両輪のひとつとして考慮されるべきである。

#### 1-1. 公的資金

公的財源は、整地、住宅、道路、学校、上下水道、港湾、農業用地等の社会的インフラを復興させることに充当する。今回、被災地以外でも生産の縮小や消費の停滞が発生して国民生活が困窮しているところから、歳出組み替えと種々の積立金活用で対応する。

#### 1-2. 民間資金

一方で、産業の復興を図ることが急務で、このための建物、設備、機械、船舶等には内外民間の機能を最大限活用する。保険支払いの円滑化や迅速化を図り、金融機関による融資を促す。資金が不足する場合は日銀が融資を行う。

このような非常時では先行き不安から融資も滞りがちとなるので、配慮が必要である。無利子での貸し出しを可能とすべく利子については公的資金で利子補給を行うしくみを導入、引当計上基準を緩和する等で資金循環の円滑化に資す。

## 2. エコライフを常識へ

電気の供給力が低下したため、節電ということがいわれているが、今までが明る過ぎた、使い過ぎていた、と考え方を変えてみてはどうだろうか。もっとエコになることで従来の電力使用量80%を目指す。以下のようなしくみを取り入れ、エコな生活を国民の常識としていくことを提案する。

### 2-1. 2時間の夏時間制の実施

太陽の出ている時間帯を有効に利用する夏時間の制度は高緯度にある先進国ではほとんど導入されている。4月では沖縄でも6時前には明るくなり、東京でも5時には既に明るい。現行の時刻に2時間を加えても生活に支障はなくむしろ快適ですらある。

5月から9月まで、2時間のサマータイム導入を提案する。

東日本のトラブルでなぜ西日本までもがとの声が出る可能性があるが、サマータイム制自体省エネに効果があり地球環境に資するものである。この機会に恒久化されてよい制度と考える。

### 2-2. 関東での大口ユーザーへの規制

大口需要家にピーク規制があるが、国、産業界ともに総量規制の経験はあるが、ピーク規制はまだまだ例がない。工場では必要な電気について量と時間の計画を立てる必要があるので、地域に配慮し計画的な運用を望む。

### 2-3. 小口需要家、オフィスや一般家庭でのピークカット、ピークシフト

小口需要家、オフィスや一般家庭で日中のピークをずらすようキャンペーンを行う。

当会でも会員企業ならびにその社員家族へアピールを行うこととしている。

### 2-4. 自家発電機の稼働促進

自家発電設備の稼働を促進する。ただ、自家発電はコスト高となるので何らかのインセンティブが付与されることが望まれる。

### 2-5. 勤務シフト

平日のピークをシフトさせることが重要であるので、可能な企業は、土日勤務体制平日振り替えを行う。

### 2-6. 用途別規制

ネオンサイン、深夜営業、自動販売機等について、まずは自主的に稼働時間の短縮や時差稼働を行う。さらには、電力ピーク時に一定率の稼働停止を行う。

### 3. 海外広報活動や対応の充実

災害時には一部の報道のみから情勢判断が行われがちとなる。海外からはあたかも日本全体が被災、被曝したかのようにとらえられがちで、現実には多くの誤解や風評被害を生んでいる。放射能の各地での計測値等国内向けの情報、その時系列化、図示化を行い、英語版を至急作成し、公開、広報に努めるべきである。利用し易くするためCSVでの提供も検討されてよい。

また、海外から種々の証明書類を要求されることも多くなっているため、そのための窓口を早急に複数箇所作り、即時発行できる体制を整えるべきである。

## 4. 産業の復興

### 4-1. 産業の復興

生活安定後は仕事の確保が重要で、産業界自らが仕事の間を提供すべく努力していかなければならない。

一方、震災により大きなマーケットが失われているので、市場の創出、これにより雇用の場を増大させることが必要で国による支援が期待される。

また、農業、漁業、製造業を再開・開始・移転して開始しようとするケースにおいて、経営面、雇用面、設備運用面、さらには立地、規模、運営形態等々の面からの規制緩和を望む。特に現在、活動を継続させ雇用を維持しようとしている企業に対しては、税はもちろん社会保険等一切の公的負担を免除する規制の緩和を提案する。

### 4-2. 日本型スマートシティ、スマートタウン～日本型耐震・防災のまちづくり～へ向けて

今後の復興過程では、新たな災害対策の視点を取り入れたまちづくりが必要である。さらには、このまちづくりが、世界に競争力のあるモデル地区であることが望ましい。

まちづくりにおいて、津波を想定した構造や配置に種々の考え方が提案されると思われる。働くことを考えるとすべてを高台に配置するわけにはいかず、海辺での働き場所は必要であろう。まちの重要な機能は海拔数10メートル以上に置き、海近くの職場とは停電下で緊急避難を迅速に行える構造とすることが考えられる。それらのアイデアを検証し、復興の過程で取り入れ、日本型スマートタウンのモデルとしていくべきと考える。

なお今回、津波の被害は甚大であったが、建物・構造物の地震による直接的な被害は小さかった。わが国の耐震技術には自信を持って、今後さらに磨いていくべきであるとする。

## 5. 科学技術政策への反省

### ・エコライフ型技術へ

現在、家庭、オフィス、公共空間での電気依存が非常に高まっている。エコライフを常識化するという視点から見直すべきである。

例えば、空調依存度引き下げ(自然の気流を活用するような建物・乗物設計、現在進められている小中学校の空調設置なども最適レベルを見直す)、エスカレーター(駅等の通行の多いところではかえって交通容量を減少させており、必ずしも便利なものとはなっていない)や不急の電気駆動製品の見直しと省エネ機器の推進、市場で減りつつある停電時利用可能機器を改めて見直し開発や普及を進める、待機時消費電力の節約設計、動力へのメカ方式の取り入れ(機械式による弁の開閉等作動)等が考えられる。

### ・安全安心技術のさらなる追求

安全性の追求とコスト低減は両立しにくいところがある。しかしながら、要求される機能・性能に応じた安全性はしっかり確保されるべきである。さらに、安全安心技術のコスト低減努力は継続的に追究されるべきである。

### ・電力ピークカット技術

今回のようなある規模の電気供給能力が失われたケースでは、総量規制よりもピークカットが重要であると考えられる。しかし、現状ではそのための方策がなく、結局ボランタリーな協力が現在実施されている計画停電のような方式に依らざるを得なくなっている。電力ピークカット、ピークシフトの技術開発に力を注ぐべきである。電力使用状況(個人、企業、地域等々)を手元で、より簡単に「見える化」する技術についても検討すべきである。

【なお、当会では、数年前よりセンサネットワークを活用するピークカットないしピークシフト技術の開発を進め提案も行っていたが、今までは理解が低く中断しているが再開すべきと考える。】

(注)

本提言は政官の関係者へご説明し、一部報道関係へもご説明を行います。  
また、当会のホームページで英語版とあわせて掲載致します。